

不動産取得税の課税免除・不均一課税について

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例により、一定の要件を満たす場合は、不動産取得税の課税免除又は不均一課税（税率の軽減）を受けることができます。

この優遇措置を受けるためには、総合県税事務所に「不動産取得税 課税免除・不均一課税申出書」及び「不動産取得税申告書」等を提出していただく必要があります。

1 課税免除

課税免除とは、以下の地域（区域）内に一定の要件を満たす家屋とその敷地を一定の期間内に取得した場合、当該取得に係る不動産取得税が課税されないものです。（課税免除対象となるのは、家屋については事業の用に供する部分、土地については対象家屋の水平投影部分）

（１）過疎地域

① 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

② 対象となる地域

旧山田村、旧細入村、朝日町、南砺市、氷見市

③ 対象となる業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

④ 要件

i <製造業、旅館業の場合>

生産設備等の減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上（資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円を超える法人にあっては 2,000 万円以上）で青色申告事業者であること

<農林水産物等販売業、情報サービス業等>

生産設備等の減価償却資産の取得価額の合計が、500 万円以上で青色申告事業者であること

ii 土地については、取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設の着手があること

（２）促進区域

① 根拠法令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

② 対象となる地域

県内全域

③ 富山県地域未来投資促進計画で規定する対象分野

- ・医薬品関連分野
- ・成長ものづくり分野
- ・農林水産・地域商社分野
- ・デジタル・情報通信関連分野
- ・観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ・環境・エネルギー分野
- ・クリエイティブ関連分野
- ・食料品・飲料製造関連分野
- ・物流関連分野

④ 対象となる業種

業種に制約はない

⑤ 要件

i 地域経済牽引事業計画を県が承認し、国が確認していること

- ii 家屋、構築物及び土地の取得価額の合計額が 1 億円（食料品・飲料製造関連分野のみ 5,000 万円超）を超えていること
- iii 土地については、取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設の着手があること

2 不均一課税

不均一課税とは、以下の地域（区域）内に一定の要件を満たす家屋とその敷地を一定の期間内に取得した場合、当該取得に係る不動産取得税が一般の税率とは異なる税率で課税されるものです。（不均一課税対象となるのは、家屋については事業の用に供する部分、土地については対象家屋の水平投影部分）

（1） 認定産業振興促進計画区域

- ① 根拠法令
半島振興法
- ② 対象となる地域
氷見市（能登地域）
- ③ 対象となる業種
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- ④ 要件
 - i 「半島の振興を促進するための氷見市における産業の振興に関する計画」に適合したものであることを氷見市長が確認したもの
 - ii <製造業、旅館業の場合>
生産設備等の減価償却資産の取得価額の合計が、500 万円以上（資本金の額等が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下である法人にあっては 1,000 万円以上、資本金の額等が 5,000 万円を超える法人にあっては 2,000 万円以上）で青色申告事業者であること
<農林水産物等販売業、情報サービス業等の場合>
生産設備等の減価償却資産の取得価額の合計が、500 万円以上で青色申告事業者であること
 - iii 土地については、取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設の着手があること
- ⑤ 不均一課税額
建物及びその敷地のうち直接事業の用に供する部分に相当する不動産取得税額の 10 分の 1 を不動産取得税額として課税

（2） 地方活力向上地域

- ① 根拠法令
地域再生法
- ② 対象となる地域
県内全域
- ③ 対象となる業種
業種に制約はない
- ④ 要件
 - i 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を拡充型で受けていること
 - ii 上記計画の認定を受けた日の翌日以後 3 年を経過する日までの間に、特定業務施設（事務所、研修所、研究所）及び特定業務児童福祉施設（特定業務施設と併せて整備するもの）を新增設した青色申告事業者であること
 - iii 上記特定業務施設等の用に供する減価償却資産の取得価額の合計が 3,800 万円（中小事業者等にあっては 1,900 万円）以上であること
 - iv 土地については、取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設の着手があること
- ⑤ 不均一課税額
建物及びその敷地のうち直接事業の用に供する部分に相当する不動産取得税額の 10 分の 1 を不動産取得税額として課税
ただし、上記④i の計画の認定を移転型で受けている場合は不均一課税ではなく課税免除

3 お申出先及びお問合せ先

お 申 出 先、お 問 合 せ 先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電 話 番 号	0 7 6 - 4 4 4 - 4 6 2 9 0 7 6 - 4 4 4 - 4 5 0 5
郵便 番 号	9 3 0 - 8 5 4 8
住 所	富山市舟橋北町 1 - 1 1 （富山総合庁舎 1 階）
窓 口 取 扱 時 間	月曜日～金曜日の 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5 （国民の祝日・休日及び年末年始を除く）

（令和 7 年 3 月現在）